様式第２号

令和　　年　　月　　日

　矢掛町長　あて

所在地

商号又は名称

代表者職氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

機密保持誓約書

当社は、矢掛町に対し、「矢掛町定額タクシーシステム事業の実装及び実証業務委託」（以下「本業務委託」という。）において、矢掛町が提供・開示する機密情報の取り扱いに関し、次の条項を遵守することを誓約します。

記

１　本業務委託における機密情報とは、矢掛町及び当社が本業務委託を遂行する上で必要があると認め、機密表示をし、開示するすべての情報及び当社が本業務委託の作業上知り得た矢掛町の非公開情報をいう。

なお、次の各号のいずれかに該当する情報は、この限りではない。

（１）開示の時点ですでに公知のもの又は当社の責めによらず公知となった情報

（２）当社が事前に矢掛町の承諾を得て公開した情報

（３）第三者から機密保持義務を負うことなく当社が正当に入手した情報

（４）開示の時点ですでに当社が保持している情報

（５）開示及び本作業上知り得た機密情報によらないで、当社が独自に創作した情報

２　前項の機密情報には、機密情報を含む可能性のあるすべての有形資料及び電子情報のうち、次の各号に該当するものを含むものとする。

（１）矢掛町が本業務委託を行うにあたり提供した一切の資料

（２）前号の複製・要約・その他二次的資料

３　当社は、本業務委託を遂行する上で知る必要のある自己の役員及び従業員以外に、矢掛町から開示された機密情報を開示又は漏えいしてはならない。

４　当社は、矢掛町から開示された情報を第三者に開示又は漏えいしてはならない。

５　当社は、矢掛町から開示された機密情報について複製が必要なときは、事前に矢掛町の承諾を受けるものとする。

６　当社は、本業務委託を遂行する上で第三者に機密情報を開示する必要があるときは、事前に矢掛町の承諾を得なければならない。

７　当社は、前項により、機密情報を開示する第三者に対し、本誓約と同様の機密保持誓約をさせなければならない。

８　当社は、本業務委託を遂行する上で、すべての成果物等が第三者の著作権、特許権及びその他の権利を侵害しないよう適切な措置をとるものとする。

９　前項の場合、第三者により矢掛町に対して著作権、特許権及びその他の権利侵害を理由として請求があった場合には、当社の自己の責任及び費用でこれを解決する。

10　本誓約６で定める第三者が本誓約に違反した場合には、当社は第三者と連帯して、矢掛町に対して責任を負うものとする。

11　当社は、矢掛町により請求された場合又は本業務委託が終了した場合には、機密情報に関する一切の書類、資料及びその複製品を速やかに返却するものとする。

12　当社は、本業務委託を遂行する上で機密情報を知る必要のある自己の役員、従業員及び本誓約６で定める第三者に、本誓約の内容を遵守させるものとする。

13　本誓約書に定める機密保持の期間は無期限とする。

14　当社又は本誓約６で定める第三者が、本誓約のいずれかの規定に違反した場合又は矢掛町の機密を漏えいしたことが明らかになった場合には、当社は、矢掛町に生じた通常の損害に対して、賠償の責めを負うものとする。